

■Ms.Engineer 利用規約

本規約はMs.Engineer株式会社（以下「甲」といいます）が運営する Ms.Engineer（以下「ME」といいます）において、あなた（以下、「受講者」といいます）が受講するにおいて適用されるものです。受講者は本規約に承諾することにより、すべてこの規約にご同意いただいたものとみなします。

第 1 条(サービス内容)

(1)ME は受講者にソフトウェア・エンジニアリングに関するトレーニングプログラム（以下「本トレーニング」）を提供するものとします。

第 2 条(受講者)

(1)本規約において「受講者」とは、甲の指定する手続きに基づき、本規約を承諾の上、所定の方法にて受講を申込み、甲がこれを承認した個人とします。なお、甲の判断により、受講が認められない場合があります。

(2)受講の際に受講者が申告する登録情報の全ての項目に関して、虚偽の申告は一切認めないものとします。

(3)過去に本規約、または受講に付随する利用規約に違反したことを理由として、甲から強制的に退会処分を受けたことがある場合、新規受講はできません。

(4)甲は、この規約を予告なく改訂することがあります。改訂されたこの規約については、甲より告知されるものとし、変更後の規約が閲覧可能となった時点から効力を有するものとします。

第 3 条(支払い)

(1)受講者は本規約に基づくすべての支払いについて、日本円で甲が指定する銀行口座、もしくは Stripe を利用して行うものとします。

(2)銀行振込手数料は受講者が負担するものとします。

(3)受講者が本規約に基づく支払い義務を期日までに履行しなかった場合、受講者は支払い期限日から甲が支払いを受領するまでの間、年率 14%の遅延利息を支払うものとします。

第 4 条(返金)

受講者は本プログラムの参加を途中で取りやめた場合、また、第 2 条(1)に基づき受講者が本プログラムを退会させられた場合、その理由の如何を問わず、甲が授業料を返金する義務を追わないことについて確認し、ここに同意します。

第 5 条(個人情報の使用)

甲は受講者が登録した個人情報の取り扱いに関する事項について、甲が別途定めるプライバシーポリシーに従い使用します。受講者はこれに同意するものとします。

第6条(秘密保持)

受講者は本利用規約の適用期間または期間満了後を問わず、本プログラムで学んだ技術に関するスキル以外の本プログラムに関して知り得たプログラム内容及び秘密を第三者に漏洩してはならないこととします。

第7条(禁止行為)

受講者は、以下に該当する行為を行ってはならないものとします。

1. 受講資格の売買・譲渡・架空名義の使用・不正な名義変更・共有・第三者への使用許諾
2. 受講資格・受講番号、及びパスワードを第三者に貸与、譲渡、名義変更、売買する行為
3. ME の他受講者に対する営利活動及びこれに準ずる行為
4. ME の著作、発言の引用、体験談、音声、視覚的または仮想的な類似肖像、グラフィック、音楽、ビデオ、アニメーション、スクリーンショット、テキストその他の創造物の無断複製、転載及び再配布する行為
4. 甲および ME の財産、名誉、信用、プライバシー、肖像権、パブリシティ権等の権利を侵害する行為
5. 甲および ME のおよびその関連会社を誹謗中傷し、その名誉または信用を毀損する行為またはその恐れを生じさせる行為
6. 法令に違反する行為
7. ME や ME の他受講者を利用して自己又は第三者の営利を目的とした活動、及びその準備を目的とした活動を行う行為
8. ME や ME の他受講者を利用した選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為
9. ME や ME の他受講者を利用した宗教の宣伝を含む宗教的行為、及び宗教団体の設立・活動、宗教団体への加入等宗教上の結社に関する行為
10. コンピュータウイルスやその他の不正プログラムなどを ME が有するシステム及び受講者専用ページ内にアップロードしたり、メールなどの方法で送信する行為

第8条(サービス提供の中止中断)

ME は、以下各項目の場合、受講者に事前に通知することなく本サービスの提供の全部あるいは一部を停止することがあります。

- 1.本サービスに関わるシステムの定期保守及び緊急保守の場合
2. 災害、停電、第三者による妨害行為等により、本サービスの提供が困難になった場合
3. 天災またはこれに類する事由により、本サービスの提供が困難になった場合
- 4.その他、止むを得ず本サービスの停止が必要と甲及び ME が判断した場合

第9条(反社会勢力の排除)

(1)甲及び受講者はその役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、またはそれらに準ずるものいう）、又はその従業員、また受講者個人において暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜頃まらは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会勢力等」という）に該当しないこと、及び次のいずれの各号にも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとします。

- 1.反社会勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- 2.反社会勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- 3.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会勢力等を利用していると認められる関係を有すること。
- 4.反社会勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- 5.役員または経営に実質的に関与している者または個人が反社会勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2)甲及び受講者は自らまたは第三者を利用して次の各号の一にても該当する 行為を行わないことを確約し、これを保証するものとします。

- 1.暴力的な要求行為
- 2.法的な責任をこえた要求行為
- 3.取引に対して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- 4.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- 5.その他各号に準ずる行為

(3)甲および受講者は、相手方は本条に違反した場合には、勧告その他の手続きを要しないで、ただちに本規約を破棄することができます。

(4)甲及び受講者は、本条に基づく解除により相手方に損害が生じた場合でも、当該損害の賠償義務を負わないものとする。また、当該解除に起因して自己に生じた損害につき、相手方に対し損害賠償請求することができるものとします。

第 10 条(免責)

(1)ME の利用に関し受講者に生じた損害について、ME の故意または重過失に基づく場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。

(2)受講者は自らが本プログラムに参加することに起因し発生しうる一切の請求、要求、責任及び請求原因について、法律で認められている最大限の範囲において、甲、ME、その役員、取締役、代理人、譲受人、後継者、代表者、関連組織、CC、パートナーを免責します。

第 13 条(紛争の解決)

1. この規約に定めがない場合またはこの解釈に疑義がある場合は、甲と受講者との間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。

2. 紛争を訴訟によって解決する場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

Ms.Engineer株式会社

〒102-0074

東京都千代田区九段南一丁目5番6号 りそな九段ビル5F KSフロア

代表取締役 山崎ひとみ